

る。貸与型奨学金の返還業務の肥大化傾向と合わせ、これまでの奨学金のカテゴリー以外に、チャレンジサポート奨学金制度など学生のやる気を支援する褒章型奨学金の新設などを検討している段階である。

2) 奨学金へのアクセスを容易にする情報提供の状況

(C群:各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況とその適切性)

【現状の説明】 学内および学外奨学金の募集、あるいは説明会等の告知は、学生課掲示板や学生課情報新聞「かけはし Bridges」紙上で行っている。しかし現代の学生気質を考えると、従来のように、説明会日程を掲示板に告知し、説明会で説明するだけの指導では充分とはいえない。説明会後にも学生を呼び出したり個別面談を行ったりして追加説明を行わなければならないが、効率が悪かったが、数年前より、申請方法に加えて応募用紙等も綴じこんだ資料「奨学金ガイド」を作成し、説明会に来た学生に配布するだけでなく、学生課に常設し、自由に持ち帰れるよう便宜を図っており、状況は改善されている。さらに、近年は学生生活手帳、大型掲示板、ホームページ、メールマガジン等、伝達する媒体を多様にして奨学金制度に関する情報の周知を徹底している。

【点検・評価】 ホームページやメールマガジン等によって奨学金に関する情報を比較的簡便に浸透させることができるようになったことは、改善点として評価することができよう。そのため、最近では奨学金制度に関する学生からの質問や問い合わせが増加したので、学生課に常時奨学金個別相談窓口を開設し、様々な問合せに応じるようになった。これにより、殊に家計支持者の急変による相談や留学生からの相談に有効に対応できることになった。

【課題・方策】 様々な伝達手段によって、学生が奨学金情報にアクセスすることがこれまでより容易になったにもかかわらず、奨学金申請期日を過ぎてから申請や相談に来る学生は皆無ではない。奨学金の申請期限を厳守することは教育的配慮の面からも必要なことであり、期限を守らない学生への指導もまた重要であると考えている。

また学生課に設置されている個別相談窓口はスペースが充分でないため、プライバシー保護の観点から問題があり、今後、改善していく必要がある。相談担当職員数の増員を含め、個別相談体制の充実について具体的検討を行っていく。

2 生活相談等

1) 学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮

(A群:学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性)

【現状の説明】 本学では、健康相談、健康教育に力点を置き、毎年1月と4月に学生健康診断を行うとともに、健診結果に基づく再検査及び校医診察を保健室で実施するなど、学生に健康

管理意識が根付くよう努めている。

保健室には校医が週1回来学し、診察や健康診断を行っている。また、専任看護師1名、パート看護師1名（週3回勤務）が応急処置、健康相談、健康教育、病院紹介等を行っている。保健室には検診後の再検査やベッド利用のために来室する者が多い。また学生相談室に隣接していることから「こころの相談」が多いのも特徴である。常に利用者の傾向を把握し情報を発信できるよう、データ整理に力を入れている。

健康診断は、毎年全学生を対象に集団健診を実施している（4月に新入生～3年生を対象として行い、1月に4年生を対象に実施している）。また、健診時の問診票と健診データをもとにカルテを作成し管理している。受診率は毎年約80%程度と高い数値である。保健室の利用状況（2004～2005年度）及び健康診断受診状況（2005年度）は以下のとおりである。

2004・2005年度年間保健室利用状況

	症 状	2004年度(総利用者:3,922人)				2005年度(総利用者:3,813人)			
		小 計		合 計		小 計		合 計	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
内科	発熱・悪寒	27	38	406	409	31	23	399	321
	咽頭痛・風邪症状	111	88			106	84		
	喘息	1	1			0	0		
	胃痛・腹痛	40	55			34	46		
	嘔吐・吐き気・下痢	52	35			28	46		
	脳貧血・めまい	10	15			7	7		
	頭痛	39	71			62	50		
倦怠感・気分不快感	126	106	131	65					
生理痛	0	50	0	50	0	56	0	56	
外科	火傷	15	9	116	136	15	9	136	101
	切傷・擦過傷	53	51			66	33		
	その他(靴擦れ等)	48	76			55	59		
整形外科	打撲・捻挫	58	50	119	74	53	39	91	62
	骨折・脱臼	3	0			2	3		
	筋肉関節痛・腰痛	38	15			27	14		
	その他	20	9			9	6		
皮膚	虫さされ・湿疹・蕁麻疹	38	25	38	25	15	21	15	21
眼科	視力測定	16	13	16	13	14	13	14	13
歯科		5	9	5	9	2	5	2	5
耳鼻科		13	12	13	12	1	2	1	2
身体測定		103	79	1,106	1,375	210	216	1,196	1,378
健康相談(心/体)		149	197			64	99		
保健指導		455	546			576	613		
その他利用者		365	513			319	415		
アルコールパッチテスト		31	34			24	18		
病院受診(紹介・搬送)		3	6			3	17		
合 計		1,819	2,103			1,819	2,103		
ベッド使用者数		181	144	324	261	146	140	317	291
学校医診察数		73	44			78	29		
学生相談室への紹介		5	8			14	5		
職員利用者数		63	65			79	116		
救急車要請		2	0			0	1		

2005 年度健康診断受診状況

学 科	項 目	1 年 生	2 年 生	3 年 生	4 年 超	合 計(人)	一般項目 受診率
政治経済学科	対象者数	141	135	135	147	558	71.5%
	一般項目受診者	131	95	71	102	399	
	心電図測定受診者	129	17	16	6	168	
コミュニティ政策学科	対象者数	120	114	109	122	465	80.0%
	一般項目受診者	117	89	84	82	372	
	心電図測定受診者	114	15	13	13	155	
欧米文化学科	対象者数	122	120	127	139	508	73.6%
	一般項目受診者	117	87	86	84	374	
	心電図測定受診者	117	12	10	8	147	
日本文化学科	対象者数	132	130	132	99	493	80.1%
	一般項目受診者	130	96	96	73	395	
	心電図測定受診者	129	7	11	2	149	
児童学科	対象者数	125	122	129	148	524	88.2%
	一般項目受診者	124	105	94	139	462	
	心電図測定受診者	124	29	13	24	190	
人間福祉学科	対象者数	131	128	120	146	525	88.0%
	一般項目受診者	130	108	102	122	462	
	心電図測定受診者	130	23	19	10	182	
合 計	対象者数	771	749	752	801	3,073	80.2%
	一般項目受診者	749	580	533	602	2,464	
	心電図測定受診者	743	103	82	63	991	

安全への対策としては、地震や火災を想定し、聖学院大学消防計画を策定して、毎年 6 月に学生・教職員による「学生災害避難訓練」を実施しており、約 800 名の参加者を得ている。本学には、避難経路に細い道や未舗装部分などがあるため、この避難訓練を大学内のバリアフリー化や工事の必要な箇所の点検にも活用している。

学内の衛生管理については、学校保健法、食品衛生法に基づいて衛生管理をしている。受水槽清掃は、水道法 34 条の 2 により、また簡易専用水道検査は水道方施行規則により、それぞれ年 1 回の法定検査を行い、浄化槽保守点検は任意に年 52 回、他に給水ポンプ、水質などの検査を行っている。また、1 号館、4 号館、エルピス館の学生食堂で営業している 2 軒の業者とは、衛生管理に関する契約を結んでいる。各業者は、年 1 回の立ち入り検査、月 1 回の厨房職員全員の検便、健康チェックなどを徹底している。

その他、特に実家を離れて大学生活を送る学生も少なくないことから、その時々に応じて健康や衛生管理に関する情報を学内掲示板やホームページ、メールマガジンなどを通して周知している。一例として、熱中症シーズンには、「熱中症予防」の注意を喚起しているが、特に運動部・同好会、ボールゲームパーク（一般学生用運動施設）利用者に対してはリーフレットを配布して予防啓発に努めている。また、夏季休暇等長期休暇期

間に海外渡航する学生や、一時帰国する学生に向け、感染症情報を出したり、地域内伝播している地域への渡航の自粛を呼びかけたりしている。また、日本への帰国の際には健康状態に留意し医療機関受診を指導している。

【点検・評価】
【課題・方策】

健康診断の受診率が、毎年 80%程度と高い数値を維持している点は評価される。今後は、さらに学生が自らの心身の健康の自己管理に関心を持つよう促すために学生情報誌に健康情報を掲載することを計画している。

保健室に関しては、今後は保健士、養護教諭の資格を持つ職員の補充を行い、本格的な健康指導や健康相談が行えるような体制を整えることが必要である。また、学校医の高齢化を改善し学内の衛生管理状況の提言や見直し、健康教育セミナーの開催などの新たな視点による改善が課題である。

火災を含む防災対策については、北キャンパスが再開発され管理部門事務局が移転、充実したために、安全面での問題はないものの、警報の集中管理が十分とはいえない面があるので、今後順次改善していく予定である。

2) ハラスメント防止のための措置

(A群:ハラスメント防止のための措置の適切性)
(C群:セクシュアル・ハラスメント防止への対応)

【現状の説明】 (1) 包括的ハラスメントと人権情報保護

本学の包括的ハラスメント防止への取組みは、2000年4月に施行された「聖学院大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」に基づき、聖学院大学セクシュアル・ハラスメント（以下SHと略称）防止対策委員会が組織され、さらには同日施行された「聖学院大学個人情報保護に関する規程」に基づく個人情報保護委員会が設置されたことから始まる。この両委員会は、2004年度より人権・情報保護委員会として再編されたが、同委員会では「聖学院大学におけるすべての構成員が個人として尊重され、公正で快適な環境のもとに勉学・研究に専念し、課外活動を楽しみ、職務に従事することができるよう、ハラスメントの防止に最大限努めるとともに、万一ハラスメントが発生した場合には、これに対し、厳正、適切に対処する。」という活動方針が確認され、ハラスメントに関する相談窓口を設け活発に活動している。また、問題が発生した場合には、規程に基づき生じた問題について厳正に調査・対応・対策に当たっている。

人権・情報保護委員会は、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱者として、本学が在学学生、卒業生、保証人、教職員その他一切の個人情報を適切に取り扱うために、「聖学院大学における個人情報保護にかかる基本方針」に基づき、個人情報の管理、個人データの開示等が適切かつ安全に行われているか監視する役割も負っている。同委員会では大学構成員に対する講演会や研修会、パンフレットの配布などを通して啓発活動を行い、情報・倫理・人権意識の高揚に積極的に取り組んでいる。さらにはホー

ムページなどを通して学内外に個人情報保護に関する本学の取り組み姿勢を発信している。

(2) セクシュアル・ハラスメント防止への対応

本学におけるセクシュアル・ハラスメント防止への取り組みは、上述のように2000年4月に聖学院大学SH防止対策委員会が組織され、「聖学院大学SHの防止等に関する規程」と「キャンパス・セクシャル・ハラスメント防止ガイドライン」が制定されたことから始まる。同時に上記規程に基づきSH相談員制度が設けられ、学生部委員会の教職員のうち9名（内女性6名）を学長が任命し、SH相談員としてセクシャル・ハラスメント相談窓口で相談受付を開始した。また、同年11月3日には学園祭で学生部主催のキャンパス・セクシャル・ハラスメント講演会（戒能民江「CSHに関する正しい知識と認識の啓発」）を開催し、大学内に多いセクシャル・ハラスメントのケースについての啓蒙運動を開始するとともに、教職員・学生を対象にセクシュアル・ハラスメント防止啓発のためのパンフレット「聖学院大学はSHをゆるさない」を配布した。その後も学生向けに、学生課情報誌や学生生活手帳にSHコラムを掲載して啓発している。

「聖学院大学SH防止対策委員会」は、2004年4月に「人権・情報保護委員会」に改編され、包括的なハラスメント防止を目的とする委員会として業務を拡大した。同委員会では、セクシュアル・ハラスメントは人格権の侵害であり全学的組織的な課題であることを認識し、問題解決と防止に取り組んでいる。設置後、毎年「不快な言動」「つきまとい」等の訴えがあり、これを調査し、警告を発するなどの対応をしている。また同委員会では、セクシュアル・ハラスメントの事前防止の重要性を認識し、個人の人権が侵害されることのないよう研修等による啓発を講じ、学内関係者にセクシュアル・ハラスメントに関する正しい認識が浸透するよう活動している。具体的には、2004年度にはSH相談員・人権情報保護委員会の委員を対象に、相談受付の技術などに関する研修会を2回開催した。また2005年1月には新年教職員研修会において初めて全教職員を対象としたキャンパス・セクシュアル・ハラスメント講演会を開催し、大学に多いセクシュアル・ハラスメントとして対価型、地位利用型、環境型などの事例が報告され、セクシュアル・ハラスメントに関する啓蒙と共通理解の機会をもった。2006年1月には、職員を対象に人権情報保護委員長を講師としてグループワークを中心とする研修会を実施し、教員の啓発活動としては、学科別の懇談会において人権情報保護委員（各学科委員）によるグループワーク形式のケーススタディを実施した。

日付	講師	講演題・研修題	対象
2004年10月28日	稲邑恭子氏 (フェミックス)	セクハラ・ストーカーの相談を受けたら	SH相談員・人権情報保護委員12名
2004年12月17日	稲邑恭子氏 (フェミックス)	フェミニストカウンセラーとは	SH相談員・人権情報保護委員12名

2005 年 1 月 8 日	田中かず子氏 (国際基督教大学)	快適なキャンパスライフ のために 大学のCSH	教職員 200 名
2006 年 1 月 7 日	鈴木真実哉氏 (人権・情報保護委員長)	SH職員研修会	職員 50 名

【点検・評価】
【課題・方策】

個人情報保護やハラスメント防止問題のために組織や規程が作られ、教職員や学生への啓蒙活動が行われていることは評価できる。近年、学生の相談はますます複雑さを増し、学生間のつきまとい、不審メール、ドメスティック・バイオレンスや授業中の教員の言動に対する苦情等、様々な問題が寄せられている。問題のこうした多様化に即して細やか、かつ迅速な対応ができるよう、相談体制をより一層充実させていく必要がある。ハラスメント対策はともすれば単発に終わる傾向が強く、プライバシー保護の観点からも事例の公表や情報の共有がしにくい、ハラスメント防止のための恒常的な機動性を維持する必要がある。包括的ハラスメントの専門教員が不在であることから、学外情報収集に苦心しており、今後、委員会のレベル向上を期した人事投入が課題である。一方、委員やSH相談員が固定化する傾向があるので、教員への啓蒙のためにも、より多くの教員が相談員の経験をする必要がある。ハラスメント問題への大学構成員全体の真摯な取り組みと継続的な努力が必要とされている。

最近のセクシュアル・ハラスメント相談では、つきまとい、授業中の教員の言動等についての相談が多く、人権情報保護委員会が調査の上、学生処分を伴うケースも生じている。人権情報保護委員会では、常に学内におけるセクシュアル・ハラスメントについての啓発活動を怠りなく実施することをその方針としながら、同時に、他大学の事例研究を行うなどの勉強会の実施を計画している。

3) 学生生活相談への対応・カウンセリング

(B群:生活相談担当部署の活動上の有効性)

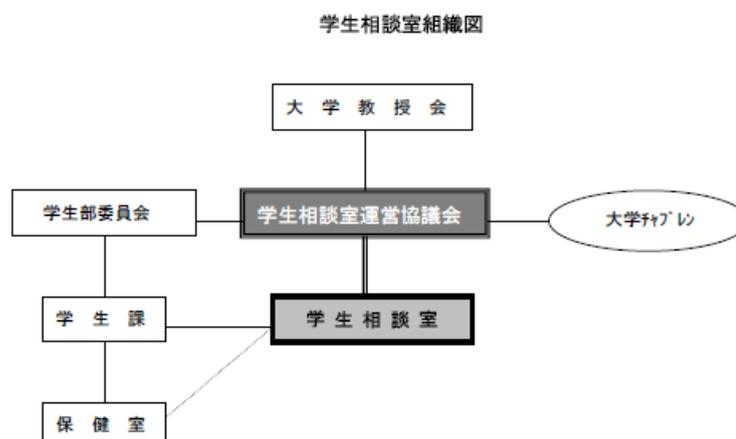
(C群:生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況)

本項目では、「生活相談担当部署の活動上の有効性」及び「生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況」の2項目を一括して扱うが、後者項目中の「進路相談を行う専門のスタッフ」に関する点検評価については、後述の「3 就職指導」において行う。

【現状の説明】

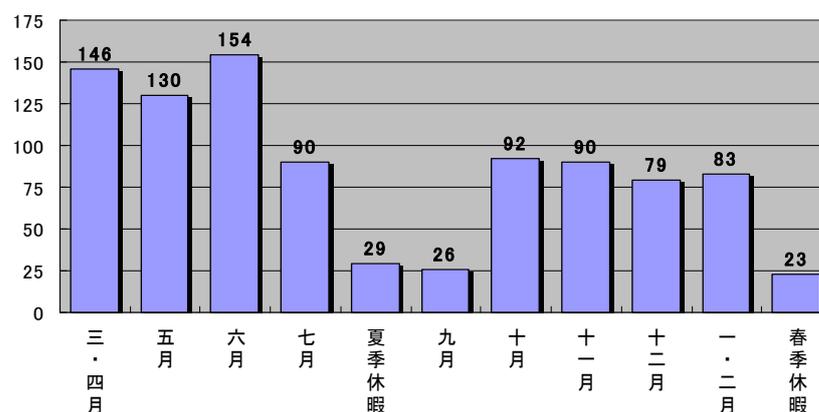
本学において、生活相談に当たる専門のスタッフは「学生相談室」に配置されている。礼拝・講堂棟の完成とその周辺のキャンパス整備に伴い、「学生相談室」は開設当初から利用していた5号館からシャローム館に移転した。シャローム館は学内の林の中に立つ独立棟なので静かで落ち着いた環境といえる。学生相談室は、室長（本学人間福祉学部教授）1名、本学総合研究所専任助手である室長補佐（カウンセラー）1名、非常勤カウンセラー4名で学生の相談に当たっている。開室時間は月曜～金曜、10:30～17:30である。また月に1回、カウンセラーが精神科医から助言を受けている。学生相談室運営協議会が「学生相談室」の人事や問題点等を検討する機関として設置されており、相

談室の運営にあたっている。学生相談室運営協議会は、原則毎月1回学生相談室長を中心として開催されている。

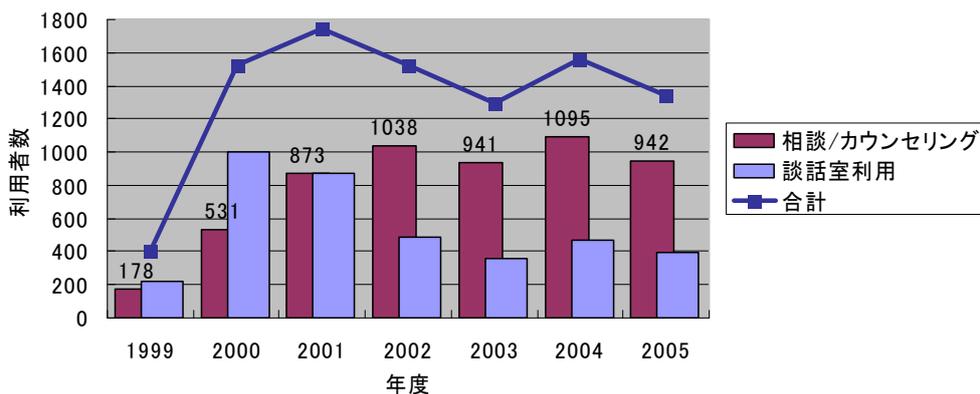


学生相談室では、毎年4月に新入生全員を対象としたアンケート調査を実施し、この結果に基づいて年々増加する利用者のニーズを把握し、また予防活動に努めている。2005年度における「学生相談室」の利用状況は以下のとおりである。

数値的には2005年度の相談件数は延べ942名であった。1999年度に学生相談室を開設して以来、2002年度までは相談件数が急速に増え続けたが、その後は横ばい傾向である。また、春学期の相談が比較的多く、秋学期は少ない傾向が見られる。なお、ここでは数値としては出していないが、相談者の男女比は例年ほぼ半数であったが、2005年度は男性の相談が6割を占めた。但し、1ケースの平均来室数は男子6.7回であるのに対して、女子9.3回であったために、延べ利用者で見た場合の男女比はほぼ半数となっている。さらに学科別の相談人数では、人文学部と人間福祉学部で多く、政治経済学部の利用者は少ない傾向があった。



2005年度学生相談室利用状況(カウンセリング/相談件数)



学生相談室利用者数(延べ)の年度推移

2005年度学生相談室 相談内容(延べ人数)

相談項目		春学期	秋学期	合計
学	学業・履修	18	4	22
	転学・転部・転科・進学	0	1	1
	休学・退学	16	11	27
	留学	0	0	0
	課外活動	9	9	18
	将来の方針	20	20	40
	就職	20	29	49
生	生活費	0	1	1
	アルバイト	5	0	5
	奨学金・学費	2	0	2
	住居	1	0	1
対	対人一般	58	32	90
	友人	5	2	7
	異性	34	34	68
	セックス	0	0	0
	家庭	35	9	44
	学校	11	1	12
健	身体健康	11	1	12
	精神衛生	193	180	373
	性格	87	57	144
	自己発見	0	0	0
	思想・信仰	0	0	0
その他(不登校・DVなど)		24	2	26
合計		549	393	942

上記利用状況から明らかなように、学生達の抱える問題は、学業から就職（将来の方針）、自己理解（性格）、対人関係、精神衛生に至るまで多岐にわたっている。本学ではこのような学生達の悩みに対応するために、学生相談室の他、「教員アドバイザー」、「学生課の窓口」、「ラーニングセンター」、「キャリアサポートセンター」、「キリスト教センター」など、複数の場を設けて、学生の状況に応じた対応をしている。特にキリスト教センターでは学内の4人のチャプレンが中心となり、心のケアや宗教的カウンセリングなど、キリスト教大学ならではの取り組みをしている。

【点検・評価】 従来、学生相談やカウンセリングは、一部の特別な学生のためのものというイメージが強かった。そのことは学生相談室の設置場所を、学内のどこに置くかが本学では大問

題となったことから伺える。すなわち、学生が気軽に相談できるような学内的な位置や雰囲気が必要であると同時に、一方では目立たないように学生相談室への出入りができなくてはならない、との議論が活発に交わされた。しかし、本来学生相談やカウンセラーは、すべての学生を対象として考えられるべきものである。学生の様々な悩みに応えることにより、人間的な成長を図り、人間形成を促すものであり、その意味では教育の一環であるとの認識が次第に広まりつつある。従って、最近では本学の学生相談室もそのような観点から充実を進めてきた。守秘義務を徹底しつつも、学生が気軽に利用できるような環境を整え、『学生相談室便り』などを通して学生への周知を図っていることは評価できる。その効果から利用者は年々増加し、ここ4年ほどは、相談者数は毎年延べ1,000人前後となっている。また相談室内に学生が気軽に出入りし、静かに過ごすことができるよう「談話室」を設けており、学生の学内における落ち着いた「生活空間」のひとつとなっている。「学生相談室」は「よろず相談所」として実質的な看板を掲げているが、精神的な問題を抱える学生も多く、最近では心理的な相談が中心になっている。しかし専任の相談員やカウンセラーがいないため、現在の学生相談室の受け入れは飽和状態といえよう。

なお、チャプレンによるパストラルケアは、一般的なカウンセラーによるカウンセリングよりは「心」の問題をより専門的にケアする役割として、主として霊的ケア(スピリチュアルケア) および宗教的ケアを中心に学生やその家族に会ってじっくりと話を聞きながら丁寧な心のケアを行っている。そのため、多人数に対応することは難しいものの、このようなケアのシステムがあるため、これまでも重大な課題を抱えた学生本人や家族を、精神的な、霊的な困難から救い出すことが可能となっており、大いに評価できるものである。

【課題・方策】 学生相談室での初回面談時の主訴は、約半数近くが「対人関係」であり、続いて「精神衛生関係」となっている。2006年度の新入学生では、入学前から精神科通院歴を持ち服薬しながら大学生活を開始するケースも散見されるようになった。そのようなことから学生生活への適応以前の問題として、生活習慣の確立に関する指導を行う場合もある。また、課外活動やアルバイトなどの問題で来室する場合も、実際の相談内容としては対人関係問題が主であった。このように、学生の抱える問題はより複雑化、深刻化しており、今後も利用者が増えることが予想される。相談室の開室日数を増やすためには、現状の相談員・カウンセラー体制では対応が困難であり、施設の拡充も含めた対応が必要となっている。また、チャプレンによるパストラルケアについても限界があり、学内外の専門家などとも連携した相談体制について検討する時期に来ている。

4) 地域医療機関等との連携

(C群: 学内の生活相談機関と地域医療機関等との連携関係の状況)

【現状の説明】 急病人や怪我人に関しては、校医と連携して、健康診断を委託している地域医療機関に救急受入れを依頼できる体制を整えている。しかし学内の相談機関と地域医療機関の連携についての最大の課題は精神科医との連携である。本学では、緊急の強制入院などの事態に対応するために、大学近隣を中心に精神科医を訪ねて大学の状況を説明し、援助の要請に努めてきたが、専門機関の混雑などの理由から、連携の恒常的な体制作りは困難であり、緊急時には近在の医療機関にそのつど受入れの依頼をしているのが現状である。

また月に 1 回、学外より精神科医を招きカウンセラーが助言を受けるとともに、その機会に最近の精神医学や地域専門機関の情報提供も受け、地域内の専門的な医療機関について理解を深めている。

【点検・評価】 自身の性格や対人関係で悩むという精神的な問題を抱える学生が急増しているが、学生相談室に専任の事務職員やカウンセラーがいないこともあって、万全の体制が確保されているとは言い難いのが現状である。前項でも述べたとおり、まずはスタッフを確保して活動を充実させながら、特定の精神科医との恒常的な関係構築を進めることが急務である。

5) 学生生活満足度アンケート

(C群: 学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況)

【現状の説明】 大学生活に対する学生の満足度を把握することは、施設の充実等に留まらず多様化する学生のニーズに対応した学生サービスの向上を図る上で重要である。本学でも「法人広報センター」の協力を得て、毎年卒業を前にした 2 月に、4 年次の学生全員を対象としたアンケートを郵送により実施している。学生が 4 年にわたる大学生活全般を振り返った際の、教育面、施設面での評価及び要望を尋ね、大学の点検・評価に資することを目的としている。無記名ながら所属学科、性別、入試方法などの属性を記入させているので、これらの属性とクロス集計することが可能になっている。卒業直前に行われるため、聖学院大学での 4 年間の経験を踏まえた回答となっており、学生による大学評価としてはユニークなものである。

質問項目は多岐にわたり、施設、教育制度、授業、教職員、就職支援、部会・同好会、行事、アルバイト・奨学金など、設問は 100 項目に及ぶ。これらの集計結果をすべて電子ファイル化すると共に、毎年 9 月頃までに「大学 4 年生・学生生活に関するアンケート分析」(巻末資料 6) を作成し、大学運営委員会メンバー及び事務部門の関係部署長に配布している。具体的な学生の生の声が、窓口の対応や開設時間などについての改善に

つながっている。授業についても「授業アンケート」とは異なる観点からの設問になっているため、学科全体への要望が挙がる事が多く、カリキュラム改善に資するものが多い。本学では「面倒見のよい大学、入って伸びる大学」を標榜しているが、このように、学生からのフィードバックを、細やかな大学運営、カリキュラム改革、業務改善に活かしている。特に自由記入項目では、改善してほしい施設や学生サービス、授業内容などが具体的に書かれていることが多い。最後の項目に「100 満点で聖学院大学を採点すると何点か」という項目を設けているが、毎年着実に評点が伸びてきており、「面倒見のよい大学。入って伸びる大学」を実現しつつある聖学院大学の姿が見えてくる。

【点検・評価】 上述の卒業生全員を対象とする「学生生活アンケート」では、学生の視点から見る大学像が浮かび上がってくるが、全体としては回答者の7割以上の卒業生が学生生活に概ね満足している様子が伺える。また大学への要望としては、施設環境に関心が集中しており、学生専用のパブリック・スペースの不足を嘆く者が多い。さらに、教職員の学生対応への不満なども語られ、このアンケートは、本学がいかなる大学づくりをしなければならぬかを考える貴重な資料となっている。アンケート結果は、各部門に配布され、施設、授業、学生サービスのあり方を考える上で部分的な改善に活用されてきた。しかしながら、大学改革の議論に充分活かされているとは言えず、今後も、「大学4年生・学生生活に関するアンケート分析」を手がかりとしてさらに細かなカリキュラム改革・業務改革が望まれる。

【課題・方策】 本学のアンケートでは、施設、授業、学生サービスや学生バスのあり方などに学生の意見が集中している。オピニオン・ボックスの設置も実験的に実施しているが回収結果は満足のいくものとはなっていない。今後は、卒業生アンケートに見られる要望の更なる具体化と同時に、在学中の学生の意識調査から学生の思いを拾い上げる取り組みが求められている。また、現在は毎年20%程度のアンケート回収率であるが、これは郵送による手段を用いていることも影響していると思われる。さらに幅広い卒業生の意見を聴くためには、アンケートの実施方法についても再検討の時期に来ている。

3 就職指導

1) 進路選択に関わる指導の適切性

(A群: 学生の進路選択に関わる指導の適切性)

【現状の説明】 本学では、学生の卒業後の進路選択に関わる指導を担う組織としてキャリアサポートセンターが設置されている。キャリアサポートセンターは、教員組織である就職部と協力しながら、2000年度から1年生を対象として入学式直後にアセスメント「自己発見レポート」を実施している。入学直後ということもあり90%以上の学生が参加している。